



Think Automation and beyond...



2018年5月11日

各 位

大阪市淀川区西宮原2丁目6番64号  
I D E C 株 式 会 社  
代表者役職名 代表取締役会長兼社長  
氏 名 船 木 俊 之  
(コード番号 6652 東証第一部)  
問 合 せ 先  
責任者役職名 執行役員 経営管理担当  
氏 名 西 山 嘉 彦  
T E L (06) 6398-2500

## 定款一部変更および役員の変動に関するお知らせ

当社は、2018年5月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2018年6月15日開催予定の第71期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。  
また、本件にともない、同定時株主総会にご提案する取締役候補者につきましても下記のとおり内定いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

以下の理由から定款の一部変更を行うものであります。

- (1) 当社では従来から、監督機能および業務執行機能の強化ならびに経営の透明性の向上等、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。  
今般、より迅速な意思決定を実現するとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により取締役会の監督機能を一層強化することで、さらなるコーポレートガバナンスの強化ならびに企業価値の向上を図るため、現在の監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社に移行することといたしたいと存じます。これにともない、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに、経営の効率性を高め、迅速な意思決定を可能にするための業務執行取締役への権限委任に関する規定の新設、その他の所要の変更を行うものであります。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結できる取締役の範囲が業務執行取締役等でない取締役に変更されたことにともない、社外取締役に限らず、業務を執行しない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約の対象の変更を行うものであります。なお、本変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記変更にもなう章の表題および条数の調整を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2018年6月15日(予定)
定款変更の効力発生日	2018年6月15日(予定)

4. 役員の変動（2018年6月15日開催予定の第71期定時株主総会で付議予定）

（1）取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

氏名	区分	新役職名	現役職名
船木 俊之	再任	同右	代表取締役会長兼社長
船木 幹雄	再任	同右	代表取締役専務
中川 剛	再任	同右	社外取締役
八田 信男	再任	同右	社外取締役
山本 卓二	再任	同右	社外取締役

（注）取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の中川剛、八田信男、山本卓二の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

（2）監査等委員である取締役候補者

氏名	区分	新役職名	現役職名
藤田 慶二郎	再任	同右	取締役
谷口 弘一	新任	社外取締役	社外監査役
阪本 政敬	新任	社外取締役	社外監査役
川人 正孝	新任	社外取締役	社外監査役
金井 美智子	再任	同右	社外取締役

（注）監査等委員である取締役候補者の谷口弘一、阪本政敬、川人正孝、金井美智子の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

（3）退任予定役員（2018年6月15日付）

常勤監査役 古川 正行

以上

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p>
<p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p>	<p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p>
<p>第5条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第5条～第17条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第18条 (員数) 当社の取締役は、7名以内とする。</p>	<p>第18条 (員数) 当社の<u>監査等委員でない</u>取締役は、7名以内とし、<u>監査等委員である取締役</u>は、5名以内とする。</p>
<p>第19条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>第19条 (選任方法) <u>監査等委員でない</u>取締役および<u>監査等委員である</u>取締役は、それぞれ区別して株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>
<p>第20条 (任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第20条 (任期) <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>監査等委員である</u>取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である</u>取締役の補欠として選任された<u>監査等委員である</u>取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第21条～第23条 (条文省略)</p>	<p>第21条～第23条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第 24 条 (取締役会の招集通知)            取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。            ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。            取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p>	<p>第 24 条 (取締役会の招集通知)            取締役会の招集通知は、各取締役に            に対し、会日の 3 日前までに発する。            ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。            取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p>
<p>第 25 条 (取締役会の決議の省略)            当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>第 25 条 (取締役会の決議の省略)            当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 26 条 (重要な業務執行の決定の取締役への委任)  <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 26 条 (条文省略)</p>	<p>第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>第 27 条 (報酬等)            取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>第 28 条 (報酬等)            取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して</u>、株主総会の決議をもって定める。</p>
<p>第 28 条 (取締役の責任免除)            当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。            当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。</p>	<p>第 29 条 (取締役の責任免除)            当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。            当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。</p>

現行定款	変更案
<p align="center">第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p align="center">第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p><u>第29条 (員数)</u> 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第30条 (選任方法)</u> 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第31条 (任期)</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第32条 (常勤監査役)</u> 常勤監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第33条 (監査役会の招集通知)</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p>	<p><u>第30条 (監査等委員会の招集通知)</u> 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p>
<p><u>第34条 (監査役会規程)</u> 監査役会に関する事項は、法令または定款に定める事項のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p><u>第31条 (監査等委員会規程)</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定める事項のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p><u>第35条 (報酬等)</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p align="center">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="145 188 512 221"><u>第 36 条 (監査役の責任免除)</u></p> <p data-bbox="272 226 778 439"><u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p data-bbox="272 443 778 656"><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。</u></p> <p data-bbox="336 696 587 730">第 6 章 会計監査人</p> <p data-bbox="145 770 552 804">第 37 条～第 38 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="145 844 368 878">第 39 条 (報酬等)</p> <p data-bbox="272 882 778 949">会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="376 990 547 1023">第 7 章 計算</p> <p data-bbox="145 1064 552 1097">第 40 条～第 42 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="424 1137 499 1171">(新設)</p>	<p data-bbox="1082 152 1157 185">変更案</p> <p data-bbox="1082 190 1157 224">(削除)</p> <p data-bbox="994 696 1244 730">第 6 章 会計監査人</p> <p data-bbox="807 770 1238 804">第 32 条～第 33 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="807 844 1031 878">第 34 条 (報酬等)</p> <p data-bbox="935 882 1441 949">会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="1034 990 1204 1023">第 7 章 計算</p> <p data-bbox="807 1064 1238 1097">第 35 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="807 1137 866 1171">附則</p> <p data-bbox="807 1211 1441 1424"><u>2018 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役 (監査役であった者を含む。) の責任の免除および社外監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結にともなう変更前の定款に定めるところによる。</u></p>